

改正

昭和六二年三月二七日条例第八号
平成元年三月二八日条例第八号
平成元年一二月二六日条例第二五号
平成二年三月三〇日条例第一〇号
平成二年三月三〇日条例第一三号
平成九年三月二五日条例第五号
平成一七年一〇月六日条例第五〇号
平成二六年三月二〇日条例第九号
平成三一年 三月二七日条例第五号

岐阜県福祉・農業会館使用料徴収条例をここに公布する。

岐阜県福祉・農業会館利用料金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、岐阜県福祉・農業会館（以下「会館」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第八項の規定により、利用料金を指定管理者（岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第三条の二第一項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、次の表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

区分	利用料金の額（一室につき）	
	一日	半日
大会議室	一九、八〇〇円	九、九〇〇円
研修室	六、六〇〇円	三、三〇〇円
会議室	三、九六〇円	一、九八〇円
備考		

一 一日とは、午前九時から午後五時までの間をいう。

二 半日とは、午前九時から午後一時までの間又は午後一時から午後五時までの間をいう。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

第三条 会館を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前条の利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 納入した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

4 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第三条の三の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に会館の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は停止の期間が終了するまでの間、知事は、前条第二項の表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

5 前項の場合にあつては、第一項から第三項まで及び次条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(利用料金の減免)

第四条 指定管理者は、公益その他特別の理由があると認めるときは、第二条の利用料金を減免することができる。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二十七日条例第八号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十八日条例第八号抄）

改正

平成元年一二月二六日条例第二五号

平成二年三月三〇日条例第一〇号

平成二年三月三〇日条例第一三号

(施行期日)

第一条 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成三年七月規則第六十号で、同三年十月一日から施行)

附 則 (平成元年十二月二十六日条例第二十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十日条例第十号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十日条例第十三号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十五日条例第五号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年十月六日条例第五十号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。(後略)

附 則 (平成二十六年三月二十日条例第九号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十七日条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。